

兵庫県立森林大学校の運営にかかる有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な森林経営の実現に向けて、次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材を育成する機関として設置した「兵庫県立森林大学校」(以下「大学校」という。)の運営について、有識者等の意見を聴取するため、兵庫県立森林大学校の運営にかかる有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学校の運営に関する事。
- (2) 兵庫県立森林大学校(以下「大学校」という。)の重点目標、評価項目に係る評価に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、森林林業に関わる人材育成の推進に関する事。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 大学校長は、必要があると認めるときは、委員を新たに追加することができる。

(座長等)

第4条 有識者会議には、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、委員の承認を得て座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の開催に係る委員の招集は大学校長が行う。

- 2 大学校長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により有識者会議に出席できないときは、あらかじめ大学校長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 有識者会議は、公開とする。ただし、大学校長は、有識者会議の内容に個人情報等があるなど、有識者会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- 5 議事録、議事要旨及び有識者会議資料は、原則として公開とする。
- 6 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 大学校長は、有識者会議の意見を踏まえ、学校運営の改善に努めるものとする。

(オブザーバーの設置)

第6条 有識者会議にはオブザーバーを置き、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員、委員の代理人及び第5条第2項の規定に基づき出席を求めた者が有識者会議に出席したときは、学校長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第8条 委員、委員の代理人及び第5条第2項の規定に基づき出席を求めた者が有識者会議に出席したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、大学校において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。